

資料 2 非紹介患者初診加算料等の改正についての資料

(岡崎市民病院提供)

岡崎市民病院の非紹介患者初診加算料等の改正について

岡崎市民病院医事課

1 改正理由

平成 28 年 4 月 1 日より、健康保険法等の改正により 500 床以上の地域医療支援病院(岡崎市民病院)には、非紹介患者初診加算料(医科 5,000 円以上、歯科 3,000 円以上)及び再診患者加算料(医科 2,500 円以上、歯科 1,500 円以上)の請求が責務とされたため。ただし、当院のように条例で料金を定める医療機関は 6 ヶ月間の経過措置がある。

2 金額設定

非紹介患者初診加算料：医科、歯科ともに 5,400 円(消費税込み)

再診患者加算料：医科、歯科ともに 2,700 円(消費税込み)※

※他の病院(一般病床 500 床未満の病院)又は診療所に対し文書による紹介を行ったにもかかわらず、当院を受診した患者が対象

3 改正時期

平成 28 年 10 月 1 日

4 請求しない場合

(1) 他の保険医療機関等から文書による紹介で当院を受診した場合

(2) 緊急その他やむを得ず当院を受診した場合

ア 受診後に緊急入院となった場合

イ 救急搬送を必要とする場合(救急要請時に意識がない状態)

ウ 国の公費負担医療制度の受給者が受診した場合

生活保護法、障害者総合支援法、感染症法、児童福祉法、母子保健法、戦傷病者特別援護法、原子爆弾被爆者援護法、麻薬及び向精神薬取締法、石綿健康被害補償法、中国残留邦人等自立支援法、難病患者医療法、

行旅病人及行旅死亡人取扱法

エ 愛知県、岡崎市等の地方公共団体の公費負担医療制度の受給者が受診した場合

心身障がい者医療制度、特定疾患医療給付事業、先天性血液凝固因子障害治療研究事業、B 型・C 型肝炎患者医療給付事業 等

オ HIV 感染者

(3) 正当な理由がある場合

ア 交通事故の患者

イ 労働災害、公務災害の患者

ウ 災害により被害を受けた患者

エ 治験協力者である患者

オ 健診(中国ビザ取得、妊婦等)、検診(生活保護命令、1 歳半・3 歳児健診紹介児等)の者

カ お産の者

5 変更点

- (1) 非紹介患者初診加算料を 2,160 円から 5,400 円に改定する。
- (2) 再診患者加算料 2,700 円を新設する。
- (3) 後期高齢者医療保険対象者を請求対象とする。
- (4) 救急搬送を必要と認められる場合を除き、救急車で来院した場合を請求対象とする。
- (5) 子ども医療費助成及び母子家庭等医療費助成受給者の午後 10 時～翌日 8 時の受診を請求対象とする。
- (6) 自費診療の患者を請求対象とする。
- (7) 災害により被害を受けた患者、治験協力者である患者を請求しないこととする。

6 周知方法

市政だより及びホームページ記事掲載、院内掲示、受付での口頭告知、医師会会員への文書配布及び掲示依頼、保育園児・幼稚園児・小学校児童・中学校生徒の保護者への文書配布、学区福祉委員会からの周知、老健・介護入所施設への周知

7 憂慮している点

- (1) 他の医療機関から救急車で来院される患者さんについて、紹介状がない場合がある。
- (2) 後期高齢者への有効な周知方法がない。